

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（免許の申請手続）

第一条の三（略）

2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第四条の二第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

二（略）

（免許の申請手続）

第一条の三（略）

2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならぬ書類は、次のとおりとする。

- 一 戸籍謄本又は戸籍抄本

（診療放射線技師籍の訂正の申請手続）

第三条（略）

（診療放射線技師籍の訂正の申請手続）

第三条（略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の書換え交付の申請）

第四条の二 （略）

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（免許証の再交付の申請）

第五条 （略）

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

3| （略）

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

（免許証の書換え交付の申請）

第四条の二 （新設）

第五条 （略）

（免許証の再交付の申請）

第五条 （新設）

2| （略）